

番匠川圏域の減災に係る取組状況

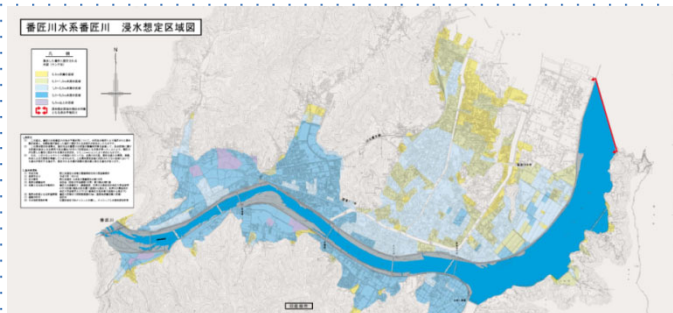
令和2年2月
番匠川圏域大規模氾濫減災協議会

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

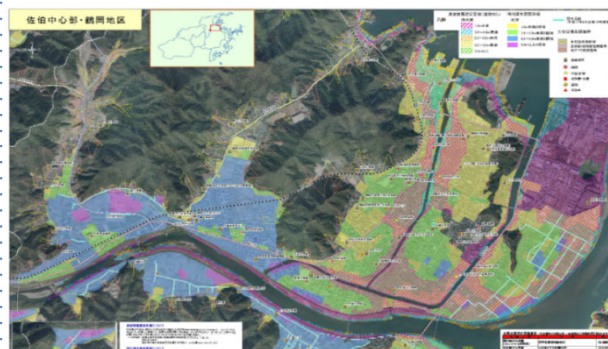
平常時における住民等への周知・教育・訓練
情報伝達の強化、避難計画等の策定

○現状の取組

- ・計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【県、国】
- ・洪水浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、全戸配布及び市のホームページへの掲載を実施 【市】



佐伯河川国道事務所HP掲載(洪水浸水想定区域図)



佐伯市HP掲載(洪水ハザードマップ)

●課題

- ・洪水浸水想定区域図等における洪水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
- ・大規模氾濫が生じた場合、災害拠点病院等が浸水するおそれがある。

① 想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーション等の策定、公表
【国:完了、県:H29年度～】

これまでの取組

・【国】 H29年3月29日 番匠川(国管理区間)の浸水想定区域図、氾濫シミュレーション公表。

・【県】 H28～30年度 堅田川など県管理の水位周知河川について、浸水想定区域図及び氾濫シミュレーション策定、公表済。

・【県】 令和元年度で佐伯土木管内の土砂災害のおそれがある約3千箇所の基礎調査が完了し、令和2年度までに土砂災害警戒区域等の指定予定。

② 想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップの作成、周知 【市、(県)、(国):H29年度～】

これまでの取組

- ・佐伯市洪水ハザードマップが完成。(H30年度完成)
- ・洪水ハザードマップをH31年3月に全戸配布し、佐伯市ホームページにも掲載済。
- ・土砂災害ハザードマップ H30年度～作成中、終了した地区には全戸配布及びホームページへ掲載済。(R1年度末、40%終了予定)

今後の取組

- ・土砂災害ハザードマップの作成、配布(H30～R4年度、全地域完成予定)

③ 災害拠点病院等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 【市、県、国:継続】

これまでの取組

- ・【市、県、国】H29年2月 要配慮者利用施設を対象に、浸水リスクと水害対策等及び、改正水防法に基づく施設管理者が作成する避難確保計画(洪水・土砂)についての説明会を開催。
 - ・【国】災害拠点病院、地域防災計画指定公共機関へ、各種会議を通じて説明を実施。
 - ・【市(国)】要配慮者利用施設が作成する避難確保計画(洪水・土砂)の記入例及び様式をホームページに掲載、さらに対象施設へ作成依頼文を郵送しフォローアップを実施。
- その結果、災害拠点病院含む病院・診療所等は、**H29・30年度で対象の42施設全てより提出あり。**
災害拠点病院の災害に対応した新病棟完成。

今後の取組～対象施設が作成する避難確保計画(洪水・土砂)のフォローアップを継続。

【市】・避難確保計画の計画的な見直しを推進していく。

佐伯市公式ホームページ Saiki City

ホーム > 新着情報・お知らせ

新着情報・お知らせ

要配慮者利用施設における避難確保計画作成のお願い

水防法等の改正により、河川の氾濫による浸水想定及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、**避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。**

該当する施設の管理者は、下記を参考にそれぞれ避難計画を策定し、防災危機管理課まで提出をお願いします。**(提出期限:平成31年3月20日)**

なお、様式を指定するものではありませんので、すでに作成済みの方は、そのまま提出していただいても結構です。

※今年度提出を依頼する施設につきましては、個別に作成依頼文を郵送いたします。

該当施設、対象河川はこちらで確認 → [今年度該当施設一覧表](#)

5. 病院・診療所等一覧

今年度該当施設		番号	分類	地域	施設名
洪水	土砂				
	○	1	病院	宇目	神宮医院
	○	2	病院	鶴見	鶴見診療所
	○	3	病院	蒲江	岡本医院
	○	4	病院	蒲江	御手洗病院
	○	5	病院	蒲江	西野浦診療所
	○	6	病院	蒲江	花井医院

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組
平常時における住民等への周知・教育・訓練
情報伝達の強化、避難計画等の策定

○これまでの課題

●課題

- ・避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、防災気象情報、洪水予報、水位情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていないことが懸念される。
- ・住民の地震、津波への関心は高いが、洪水に対する意識は低く、水防災の地域の自主的な避難訓練の参加率や防災講話要望が少ない。
- ・水防災教育の対象者は限定的である。

○現状の取組

- ・避難勧告の発令判断の目安となる洪水予報・水位情報や防災気象情報等の発表を実施【県、気、国】
- ・出前講座等により水防災教育を実施【全ての機関】
- ・各地区にて、防災マップを作成【市】



弥生 蕨野地区 防災マップ作成



出前講座(佐伯河川国道事務所資料)

●課題

- ・避難情報や防災気象情報、洪水予報・水位情報の意味やその情報により居住者等がとるべく行動が十分に認識されていない。
- ・近年の集中豪雨により、洪水に対する意識は、高くなっていると感じられるが、避難行動までには至っていない。
- ・浸水想定、土砂災害警戒区域の拡大により、指定緊急避難場所の確保が難しい。

④ 各地区において避難訓練を実施 【市、県：継続】

これまでの取組

令和元年度の実施状況

- ・ 11/10 佐伯市地域避難訓練(全市民の約16%参加)
- ※青山地区にて、ダム緊急放流避難訓練実施(参加者327名)

今後の取組

令和2年度の目標

1. 毎年実施している佐伯市地域避難訓練については、前年度比増を目指す。
2. 参加率向上を目指した検討内容
出前講座にて避難訓練の実施を促すとともに、市報・防災かわら版などによる周知を行う。
3. 洪水・土砂災害ハザードマップやタイムラインを活用した避難訓練を実施予定。

⑤ 学校などを対象とした水防災教育の実施 【全ての機関:継続】

H28年の市内小中学校の防災教育の現状

- ・H28.11月時点、佐伯市防災危機管理課の調査によると、市内全38小中校で防災教育を実施中。
- ・防災教育テーマの約7割は地震・津波が占める一方、風水害の内容が極めて少ない。

令和元年度の防災教育の現状

【市】

(1) 水防訓練への生徒・児童の参加

令和元年度は、日本文理大附属高等学校の生徒10名、上野小学校児童28名が訓練に参加し、水防団とともに水防工法(土のう積み)や避難者役体験した。

(2) 佐伯市生徒指導連絡協議会にて講話

市内全高校が参加する協議会にて、各高校別に浸水想定等を示し、水害の危険度を説明した。

(3) 生徒・児童を対象に、防災講話の実施

令和元年度は、小学校6校、中学校2校にて防災講話を実施した。(R. 2. 1. 14現在)

(4) 防災教育ハンドブックの作成(R1年度)

小学生1,2,3年生、4,5,6年生、中学生、高校生用の防災ハンドブックを作成中

市内全小中高に配布予定

直川小、中学校、蒲江翔南学園にて特別授業を実施(R. 2. 10)

2/28に佐伯鶴城高校でも実施予定

【県】

- (1) 令和元年度は木立小学校を訪問し、防災教室を実施した(R1. 12. 16)。生徒11名が参加し、土砂災害の危険性や地域の危険箇所の把握等の学習を行った

【国】

- (1) 令和元年度本匠小・中学・昭和中学に水防災用資料配布

今後の取組

- ・風水害の防災教育を、番匠川圏域の想定氾濫区域内にある小中学校を対象に実施。
- ・従来の出前講座を継続。市、県、国、教育委員会、小中学校との意見交換を実施し、防災教育教材やカリキュラムを検討。

⑥ 関係機関が実施する出前講座や津波防災講話等と相互に協力・連携した水防災の啓発活動の強化 【全ての機関:継続】

これまでの取組(継続)

- ・【市】地区防災講話(H29年度22回)(H30年度33回)(R元年度36回)
(上記のうち風水害のみ3回、地震・風水害は12回)
(H30年度は、全ての回で、風水害の内容あり)
- ・【市】地元住民、関係機関による防災パトロール(R1.5.22)
- ・【市】防災講演会(R1.9.29)
- ・【市】防災士養成研修(R1.8.24~25、11.30~12.1)
- ・【国】H30年は、2ヶ所の出前講座を実施(女島・池船)

今後の取組

- ・ホームページ、防災かわら板を活用し、水防災の出前講座のPR強化。
- ・防災講話にて、水防災の内容を、より充実させていく。



地区防災講話(佐伯市)



防災士養成講座(佐伯市)

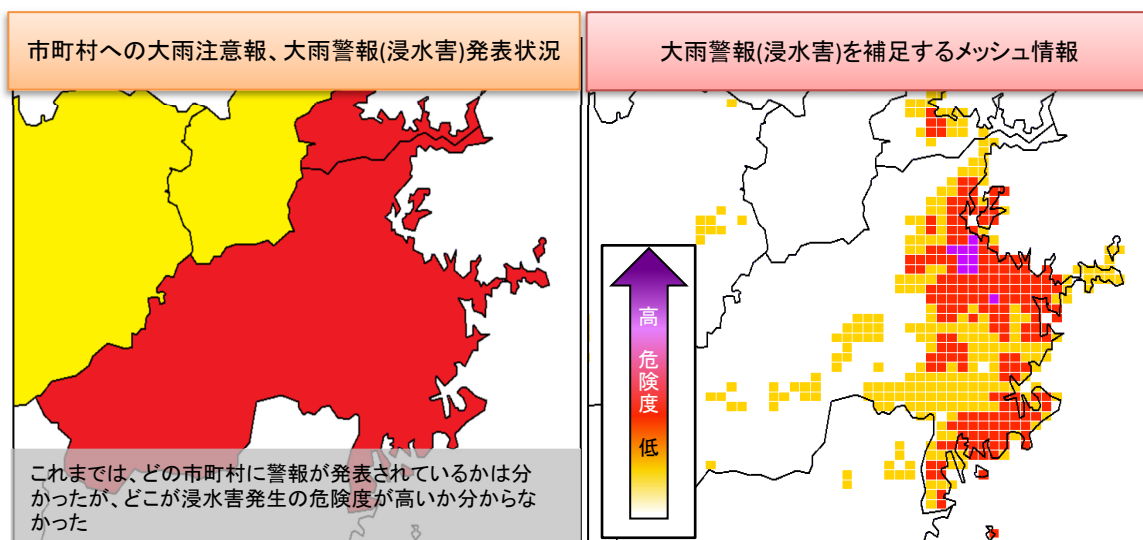
⑦ 防災気象情報の改善(浸水害の「危険度の色分け」、「警報級の可能性の表現」等の導入)
【気:H29年度完了】

これまでの大雨警報(浸水害)の発表には、
雨量基準を用いていた。



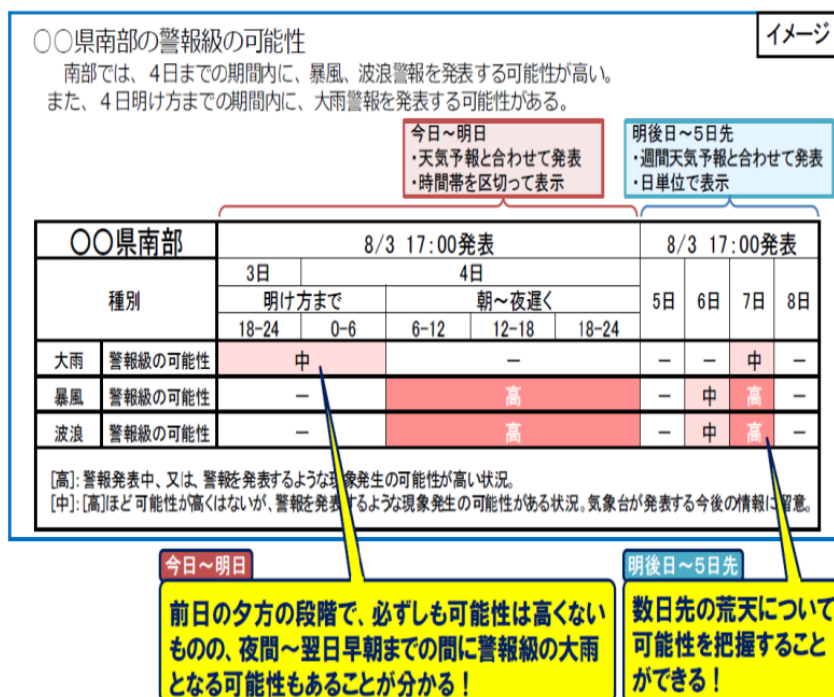
表面雨量指数※に見直して大雨警報(浸水害)を発表。また、危険度に応じたメッシュ情報を提供。

大雨警報(浸水害)の改善を図るため、大雨警報(浸水害)の発表基準に、
浸水害発生との相関が雨量よりも高い指数(表面雨量指数※)を導入



※表面雨量指数

地面の被覆状況や地質、地形勾配等の地理情報を考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさをタンクモデルにより算出した指標



⑧ 住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報などの防災情報ツールの普及活動 【市、県、国：継続】

これまでの取組（継続）

- ・【市】ホームページ、市報、**防災行政ラジオ**、防災かわら版、ケーブルTV、学校教育関係、記者発表、講習会、イベント、自治会活動において周知。
- ・【県】講習会・各種イベント時にチラシを配布、ホームページに掲載。
- ・【国】防災情報ツール（ホームページ、携帯）の周知資料を作成し出前講座、各種イベント時にチラシを配布、HPに掲載。

⑨ マスコミとの意見交換会の実施 【気、国：継続】

これまでの取組（継続）

- ・防災気象情報、河川情報等のマスコミとの意見交換会を実施。



R1.5.29 防災気象連絡会（大分地方気象台）



R1.9.3 佐伯河川国道事務所

⑩ 「水防災意識社会」再構築に役立つ広報活動 【全ての機関：継続】

これまでの取組（継続）

- ・水防災意識社会再構築協議会のホームページ開設（コーナーを掲載）
- ・要配慮者利用施設への説明会を開催
- ・番匠川の水防災意識社会再構築に関する概要資料を配布
- ・協議会の結果を記者発表、ホームページに掲載
- ・ケーブルTVでの広報

今後の取組

- ・新たな取り組みについての情報を広報

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

平常時における住民等への周知・教育・訓練
情報伝達の強化、避難計画等の策定

○現状の取組

・避難勧告の発令判断の目安となる洪水予報・水位情報や防災気象情報等の発表を実施【県、気、国】

これまでの洪水予報文

番匠川氾濫危険情報

(主文)

番匠川の番匠橋水位観測所(大分県佐伯市小田)では、___日___時___分頃に、氾濫危険水位(レベル4)に到達しました。川沿いの佐伯市のうち、堤防の無い、または堤防の低い箇所などでは氾濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に注意してください。

●課題

・避難情報や、防災気象情報、洪水予報等の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていないことが懸念される。

⑪ 発表の対象区域や避難の切迫性等が市長や住民等に確実に伝わる洪水予報文の改善【気、国:H28年度完了】

これまでの取組

発表の対象区域や避難の切迫性等が確実に伝わる様、洪水予報文を改善

- ・主文に“堤防決壊等による”と記載。
- ・主文、見出しに警戒レベル相当の記述を追記(令和元年5月29日)
- ・避難すべき地区名を明記。

改善した洪水予報文(案)

番匠川氾濫危険情報

(主文)

【警戒レベル4相当】番匠川の番匠橋水位観測所(大分県佐伯市小田)では、___日___時___分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位に到達しました。佐伯市では、番匠川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

観測所名	番匠橋水位観測所
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大分県佐伯市佐伯地区、大分県佐伯市渡町台地区、大分県佐伯市佐伯東地区、大分県佐伯市上堅田地区、大分県佐伯市鶴岡地区、大分県佐伯市弥生上野地区、大分県佐伯市弥生切畑地区、大分県佐伯市本匠地

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

平常時における住民等への周知・教育・訓練
情報伝達の強化、避難計画等の策定

○現状の取組

・気象、河川水位、洪水予報、河川ライブ映像等の情報をホームページや放送局、アラームメールを通じて伝達【県、気、国】

②避難に資するため、防災情報を入手。～川の防災情報～

国土交通省
九州地方整備局

「川の防災情報」(パソコン、スマホ、携帯)で、洪水予報等の情報を入手することができます。

トップ画面

洪水予報等

河川(国管理)における洪水予報等の発表状況を表示

(都道府県管理河川については、「リンク」メニューから各都道府県の河川情報が閲覧可能)

水位情報

選択した観測所の現在の河川水位と基準水位との関係を表示

レーダ雨量

雨量強度と雨域の移動の把握が可能

<川の防災情報URL>

【PC】 <http://www.river.go.jp/>
 【スマホ】 <http://www.river.go.jp/s/>
 【携帯】 <http://i.river.go.jp/>

スマホ版 QRコード

②避難に資するため、防災情報を入手。～その他の防災情報～

国土交通省
九州地方整備局

河川情報アラームメール

九州地方整備局では、避難等の行動のきっかけとして、河川の水位・雨量が基準値を超えると、登録ユーザに対してアラームメールを配信するサービスを行っています。身近な観測所を任意に設定することができます。

登録方法

空メールの送信

メールアドレスを直接入力もしくは、QRを使用
Kasenalarm-entry@qsr.mlit.go.jp

河川カメラ(CCTV)画像の配信



国土交通省九州地方整備局の各事務所、大分県のホームページ等にて河川監視カメラの画像を公開しています。

地デジによる河川情報の提供

- NHK等の地上デジタル放送(データ放送)にて河川水位・雨量情報を入手できます。
- 自治体から発表される避難情報とあわせて、早めの行動にお役立てください。

dボタン

放送画面

河川水位・雨量

放送画面

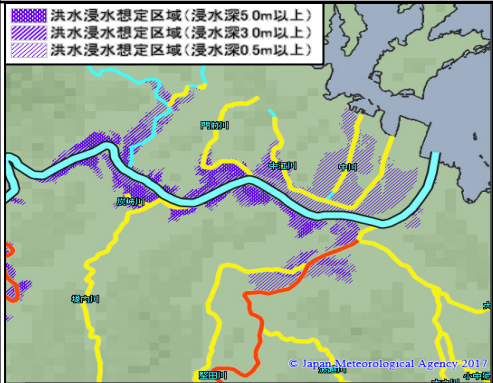
河川水位・雨量

放送画面

●課題

- ・防災情報を提供中であるが、住民の避難行動を促すことに対して十分でない懸念。
- ・河川ライブ映像の提供は、佐伯市行政系ケーブルテレビ及びNHK等へ映像を提供しているが住民への周知が十分ではない。

⑫ HP等にて発信している防災情報の充実 【全ての機関:継続】

対象機関	これまでの取組(継続)	今後の取組
市	・さいき防災メール登録者へ、気象情報(注意報・警報)及び避難情報を発信。 ・防災スピーカー、防災・行政ラジオにて、避難情報を放送。 ・現在の市役所ホームページに“防災情報”のバナーを設け、各種データを掲載中。(気象情報、避難情報については新着でお知らせ) ・警報発表中は、佐伯ケーブルテレビにて防災情報放映。	・防災かわら版や各種イベントにて、防災・行政ラジオやさいき防災メールをPRし、普及率及び登録者の向上を図る。 ・R2.4から市のホームページリニューアルにより、道路浸水状況を映像で配信予定
県	・現在は県のホームページに“大分防災ポータル”のページを設け、各種気象情報や災害情報を掲載中。 ・佐伯土木事務所のホームページに“大分防災ポータル”のリンクを掲載	
気	・災害発生が予測される場合には、注意報・警報等を発表し提供 ・今後予想される雨量等や危険度の推移を時系で提供、夜間の避難等の対応を支援する観点から可能性が高くなっても、「明朝までに警報級の現象になる可能性」を夕方までに発表。 ・大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、洪水警報の各危険度分布について、気象庁HPで提供中。また、令和元年12月24日から各危険度分布にハザードマップを重ね合わせて表示している。(右図)(大分地方気象台HPには危険度分布のバナーを設けた。) ・民間事業者がメールやスマホアプリを利用した、危険度分布等のプッシュ型通知サービスを開始。 ・スマートホン向けの大分地方気象台ホームページを開設。	 洪水の危険度分布に番匠川流域の浸水想定区域を重ね合わせた図
国	・メール、FAX、テレビ、ラジオ、インターネットにより洪水予報を情報提供中。 ・現在の事務所ホームページは、“防災情報ページ”を設け、他機関を含めた各種リンクデータを掲載中。 ・現在、事務所ホームページで河川ライブ映像を7地点公開中。 ・H29.5月から、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を開始。 ・防災情報ページを意識しやすい様、画面を改良し操作性を向上。	

⑬ 放送局への河川ライブ映像の提供 【国:継続】

これまでの取組(継続)

- ・行政系ケーブルテレビ(11チャンネル)に河川ライブ映像を2地点提供中。増設に向けて佐伯市と検討中。
- ・NHK及び民放3局への河川ライブ映像提供。

今後の取組

- ・行政系ケーブルテレビ(11チャンネル)に河川ライブ映像を2地点から、増設の実現に向けて引き続き佐伯市と検討を行う。

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

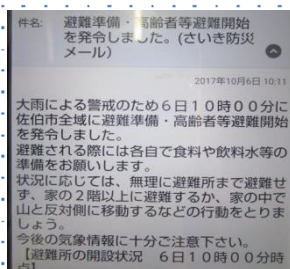
平常時における住民等への周知・教育・訓練
情報伝達の強化、避難計画等の策定

○現状の取組

・【市】避難情報を、防災スピーカー、防災・行政ラジオ、緊急速報メール、さいき防災メール(登録者のみ)、広報車、水防団、ケーブルテレビ、市のホームページにより伝達



防災スピーカー



さいき防災メール



ホームページ

●課題

- ・防災・行政ラジオの普及率向上。
- ・緊急速報メールは携帯電話を持たない人に伝達できない。

⑭ 防災行政ラジオの希望世帯全戸配布 【市:H29年度～】

取組状況

- ・ H29.5月より配布開始。引き続き、申請受付中 (R1.12末現在・申請率 62.1%)



防災・行政ラジオの特徴

- ①スイッチを切っていても、災害情報などの緊急情報は最大音量で自動受信
- ②通常のラジオとしても利用可能
- ③録音機能もあり、情報の聞き直しが可能
- ④通常は家庭内電源を使用しますが、停電時には電池モードへ自動切替
- ⑤緊急情報の受信をライトの点滅などでお知らせ
- ⑥ラジオの電波が入らない地域では、ケーブルテレビの線を利用した受信が可能
- ⑦ケーブルテレビの線につなぐと、地区の放送なども受信が可能

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

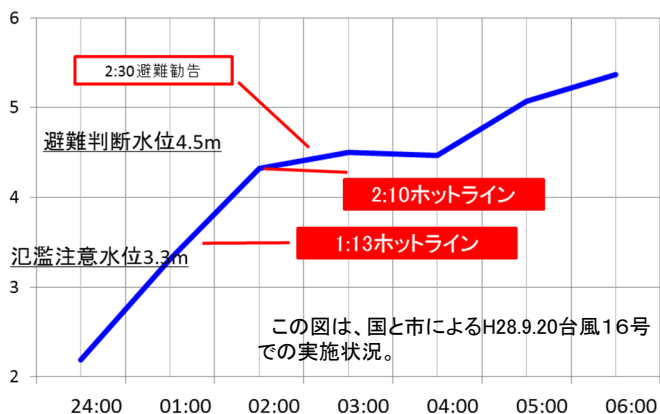
平常時における住民等への周知・教育・訓練
情報伝達の強化、避難計画等の策定

○現状の取組

- ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、「佐伯市避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記【市】
- ・避難勧告の発令等に着目したタイムラインを策定【市、国】
- ・佐伯市長などへのホットラインを実施【市、県、気、国】

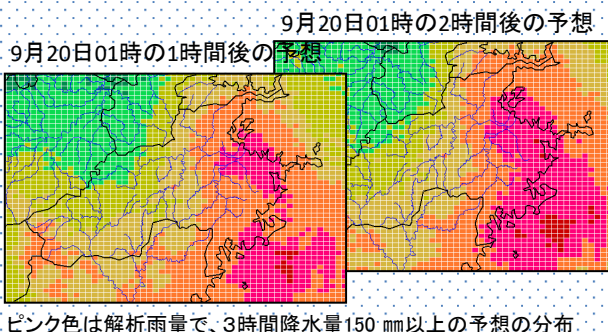
※参考(各機関のホットライン)

【国】 H28.9月台風16号 間庭橋(久留須川)



【気】

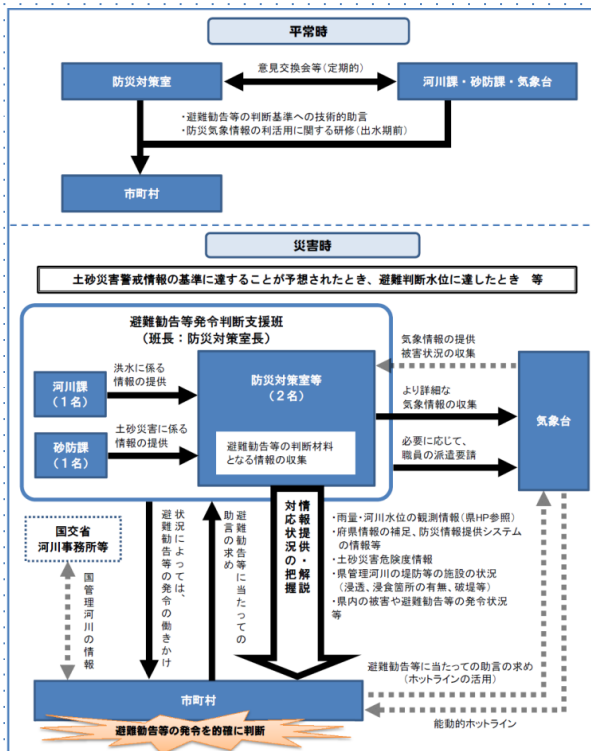
9月20日 2時05分 気象台から佐伯市へ管理職間ホットライン解説、助言の内容(避難勧告を一部地域に発令していることは確認済み)。猛烈な雨の降る可能性はしばらく続く。さらに発達した雨雲は内陸部へも流れ込んでおり、土砂災害の危険度が内陸部もかなり高まっている。



【県】 市町村の避難勧告等の発令等に係る支援について(概要) H27～

集中豪雨等による土砂災害や洪水から住民の生命及び身体を守るためには、住民一人ひとりが適切な行動をとれるよう、市町村において避難勧告等の発令を的確に行うことが必要である。

市町村の災害対応の多寡にかかわらず、防災気象情報を十分に活用し、避難勧告等のタイミングを逸することなく発令できるよう、市町村に対して避難勧告等の判断材料となるきめ細かな防災気象情報等の提供及び解説など総合的に支援できる体制を整える。



●課題

- ・急激な水位上昇の場合などは、避難勧告等の発令が間に合わないことが懸念される。
- ・タイムラインは洪水や訓練を踏まえた検証が十分ではない。
- ・防災関係機関が連携した災害時の行動を、より確実に行うことが不可欠

⑮ 上流域の迅速な状況把握及び関係機関への情報提供・情報共有 【市、県、国：継続】

これまでの取組（継続）

- ・【市】水防団による巡視。各振興局との連携連絡。
- ・【県】雨量・水位情報メール（県民安全・安心メール）。
- ・【国】危険箇所の水位の把握。雨量・水位情報メール。県、市へ光回線により画像情報を提供。

⑯ 洪水対応情報伝達演習の実施 【全ての機関：継続】

これまでの取組（継続）

- ・出水期前に、国、県、市、気象台、陸上自衛隊等が参加し実施。
- ・関係機関へ水防警報、洪水予報等の情報伝達。ダム・水門など河川管理施設等の操作状況の確認、ホットライン等を実施。洪水対応演習 R1.5.9

⑰ ホットラインの連絡訓練 【全ての機関：継続】

これまでの取組（継続）

- ・避難勧告の発令をより確実に実施するため、防災気象情報や河川防災情報等の情報提供の訓練を実施。洪水対応演習 R1.5.9

⑱ タイムラインに基づく実践的な訓練 【市、県、国、（気）：H29年度～】 タイムライン、水害対応チェックリストの検証及び改善検討 【市、県、国：継続】

これまでの取組（継続）

- ・出水期の関係機関の防災体制を踏まえ、タイムライン、水害対応チェックリストの検証及び改善検討。
- ・出水期前に、タイムラインに基づく実践的な訓練を実施（洪水対応演習で実施）。

⑲ タイムラインの作成 【市、県：～R3年度】

これまでの取組（継続）

- ・佐伯市は番匠川に於いて、住民避難を主眼にしたタイムラインを作成済み。
- ・その他の県管理河川についてもタイムラインを作成中。

平常時における住民等への周知・教育・訓練
情報伝達の強化、避難計画等の策定

- ・佐伯市地域防災計画において、避難場所を設定。H30年度は避難場所等を掲載。【市】
- ・市報及びホームページにて、災害事象(風水害・地震津波)を分け、避難場所を周知、H30年度は、指定緊急避難場所、指定避難場所を掲載。【市】

[illegible]

- ・避難場所までの避難経路上の危険箇所の把握が十分にできていない。
- ・大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合には、避難場所が不足することが懸念される。
- ・急激な水位上昇の際、避難場所開設の遅れが懸念される。
- ・浸水想定、土砂災害警戒区域の拡大により、指定緊急避難場所の確保が厳しい。

- ⑳ まるごとまちごとハザードマップ整備の検討 【市、(県)、(国):～R3年度】
 ㉑ 避難経路上の危険箇所マップ作成促進 【市、(国):～R3年度】
 ㉒ 避難場所の再検討 【市:H29年度～】

No	実施項目	主体	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31～R2 年度	R3 年度
①	洪水浸水想定区域図等の策定・公表	国		公表			
①	洪水浸水想定区域図等の策定・公表	県			公表		
②	洪水ハザードマップの作成・周知	市 (県国)				全戸配布	
②⑩	まるごとまちごとハザードマップの整備の検討	市 (県国)				モデル地区	
②⑪	避難経路上の危険箇所マップ作成促進	市 (県国)					
②⑫	避難場所の再検討	市					

⑳ まるごとまちごとハザードマップ整備の検討 【市、(県)、(国): ~R3年度】

今後の取組

- ・H30年度 国、県の洪水浸水想定区域図の公表を踏まえ、主要となる地区を選定。
- ・H31年度～ 選定した地区でワークショップ(地区、市、県、国)を実施し、まるごとまちごとハザードマップの整備検討を行う。



㉑ 避難経路上の危険箇所マップ作成促進 【市、(県)、(国): ~R3年度】

これまでの取組

- ・H30年度 国、県の洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等の公表を踏まえ、主要となる地区を選定。

今後の取組

- ・H31年度～ 選定した地区でワークショップ(地区、市、県、国)を実施し、避難経路上の危険箇所マップを作成。
- ・R3年度 作成されたマップにより避難訓練を実施。

㉒ 避難場所の再検討 【市:H29年度～】

これまでの取組(継続)

- ・自主防災組織や自治会などと協議し避難場所を選定。
- ・学校施設等と協議し、避難場所を選定済み
- ・台風等の大雨により浸水した施設及び土砂災害警戒区域の範囲に当たる施設については、随時取り消しを行う。

今後の取組

- ・大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合の避難場所不足を想定した検討を行う。

佐伯市公式ホームページ Saiki-city official web site

佐伯市 Saiki City

[トップページ](#)
[市役所の案内](#)
[暮らしの便利帳](#)
[お知らせ](#)
[観光ガイド](#)
[市政ガイド](#)

ホーム > 新着情報・お知らせ [文字を大きくするには](#) | [サイトマップ](#)

新着情報・お知らせ

指定緊急避難場所を追加しました 防災

指定緊急避難場所を追加しました

蒲江地区の緊急避難場所として、**新蒲江振興局**を追加しました。
災害時に自主避難所・緊急避難場所としてご利用になれます。

詳しくはこちら ⇒ [指定緊急避難場所及び指定避難所について](#)

《お問い合わせ先》
防災危機管理課 0972-22-4567

H30.3.3

佐伯市公式ホームページ Saiki-city official web site

佐伯市 Saiki City

[トップページ](#)
[市役所の案内](#)
[暮らしの便利帳](#)
[お知らせ](#)
[観光ガイド](#)
[市政ガイド](#)

ホーム > 新着情報・お知らせ [文字を大きくするには](#) | [サイトマップ](#)

新着情報・お知らせ

「佐伯市避難所運営マニュアル基本モデル」が完成しました 防災

「佐伯市避難所運営マニュアル基本モデル」が完成しました

大規模災害時において、避難所の開設や運営について定めた「佐伯市避難所運営マニュアル基本モデル」が完成しました。
マニュアルには、避難所で使用できる各種様式や外国人の避難者がいる場合の会話シートなども収録しています。
各自治会や避難所に配布しますので、いつ起こるか分からない災害に備え、地域で話し合い、ルール作りを進めましょう。

詳しくは[こちら](#)

《問い合わせ》防災危機管理課(0972-22-4578)

②③ 災害事象(洪水・土砂・津波)毎の避難場所の周知【市:H29年度～】

これまでの取組

- ・風水害・地震津波の別を標記し、ホームページにて公開中。(市報にも掲載)

今後の取組

- ・まず避難する「指定緊急避難場所」の周知を徹底する。(水防災に特化)



＜標識システム記載例：避難場所(津波避難ビル)と避難所を兼ねている場合＞



H28.3月 内閣府資料

②④ 地域防災拠点の検討・整備【市:継続】

これまでの取組

- ・佐伯市総合運動公園を大規模災害時の地域防災拠点と位置付けており、救援物資等の集積・輸送拠点となるAゾーン内を現在整備中。
- ・【整備済み】大型防災備蓄倉庫、屋内練習場(災害時荷捌所)、給水車専用給水栓、地方卸売青果市場、臨時ヘリポート

今後の展開

- ・【**施工中**】
給食センター

②⑤ 避難場所の早期開設のための仕組み作り【市:継続】

これまでの取組(継続)

- ・避難情報が発令された場所、指定緊急避難場所に指定されている施設のうち、市役所及び振興局、各地区公民館等を職員により開設する。(台風の進路等の状況に応じ、早めに開設することもある。)
- ・なお、その他の指定緊急避難場所については、各区長等により開設をお願いしている。

2) 確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

確実な避難行動に関する取組

水防活動及び体制の強化に関する取組

排水活動及び施設運用の強化に関する取組

○現状の取組

避難誘導は水防団、自治会及び自主防災組織が実施【市】

佐伯市水防団(消防団)(H31.4.1現在)、61分団1,701名(うち女性23名)。

- ・台風接近時など、事前に土のうを準備し避難路の冠水を防止。
- ・地域で行われる避難訓練等に協力。

佐伯市内自主防災組織 (H31.4.1現在)組織数303 結成率91.3%(結成済み地区337地区/全369地区)

- ・毎年11月第2日曜日に実施する佐伯市地域一斉避難訓練時に、各自主防災組織等にて避難訓練を実施。
- ・その他、避難行動に関する取組として、防災研修会の開催、避難路巡視、危険箇所巡視、初期消火訓練、避難誘導訓練等を行っている。

●課題

- ・避難行動要支援者の誘導體制がまだ十分に確立されていない。

② 避難行動要支援者への避難誘導の仕組み作り 【市:継続】

これまでの取組(継続)

- ・要支援者のための福祉避難所(ディサービスセンター、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)を随時募集中(現在36施設)。
- ・社会福祉課主導により、「避難行動要支援者名簿」を作成。
- ・区長を対象に説明会を開催し、協力者名簿の提出を依頼中。
- ・また、洪水・土砂災害の対象区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画を策定済み(保育所等児童利用施設36施設、老人福祉施設82施設、障がい者利用施設17施設、学校・幼稚園33施設)

2) 確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

確実な避難行動に関する取組

水防活動及び体制の強化に関する取組

排水活動及び施設運用の強化に関する取組

○現状の取組

- ・出水期前に水防団、市、県、国等による水防訓練、重要水防箇所の情報提供及び合同巡視を実施【市、県、国】
- ・出水時には水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施【市、国】



R1.5.26水防訓練



R1.5.30水防連絡会



R1合同巡視状況



団員数
定員2,080人
実員1,931人
(うち女性17人)
平均年齢40.3歳

H23年版



団員数
定員1,880人
実員1,701人
(うち女性23人)
平均年齢42.4歳

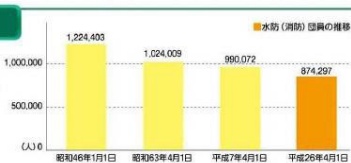
H31年版

佐伯市消防年報

水防(消防)団員の推移

H7～H26の20年間で、
水防(消防)団員の人員は約12万人減少しています。

現在、全国で約**87**万人の団員が
各地で水防活動に従事しています！



国土交通省水管理・国土保全局 H28水防月間リーフレット(6頁中段)

●課題

- ・水防団員が減少、高齢化している中で、人手不足となってきた。
- ・水防活動を担う水防団員は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動や情報共有ができないことが懸念される。

②⑦ 水防活動の担い手となる水防団員の確保、水防協力団体の募集・指定の促進 【市：継続】

これまでの取組（継続）

- ・ 新聞折り込み広告等を使用した消防団員（水防団員）の募集活動。
- ・ 水防協力団体の募集及び指定。

②⑧ 関係機関が連携した実践的な水防訓練や、水防に関する研修会等の実施 【市、県、国：H29年度～】

これまでの取組（継続）

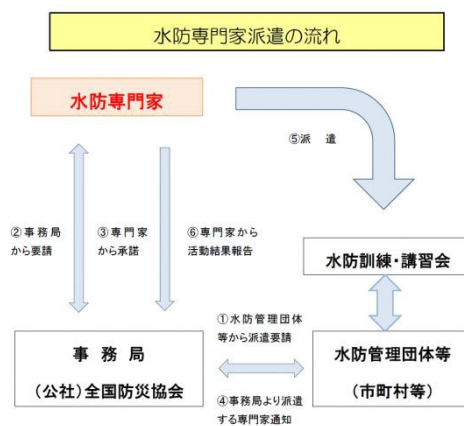
- ・ 【市、県、国】佐伯市水防訓練の実施（R1年度は5/26に実施）

今後の取組

- ・ 【市】水防専門家派遣制度（全国防災協会）を使用し、水防団員を対象に講習会を実施。



公益社団法人 全国防災協会パンフレット抜粋



2) 確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

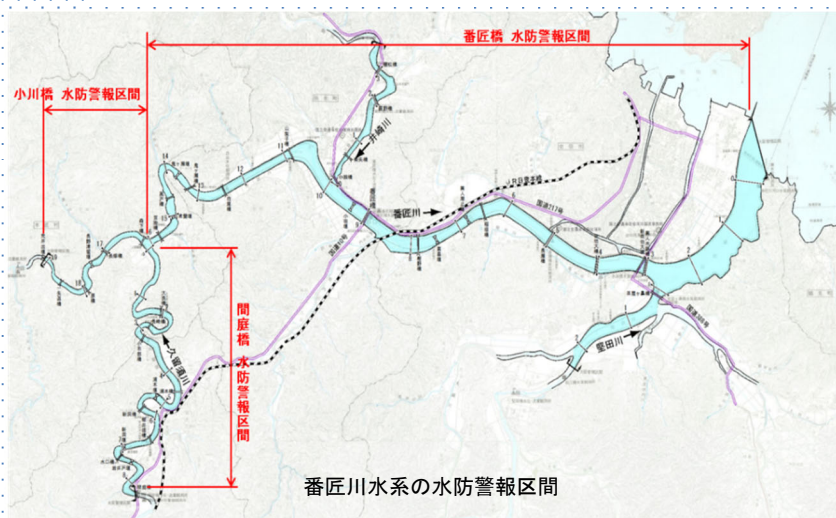
確実な避難行動に関する取組

水防活動及び体制の強化に関する取組

排水活動及び施設運用の強化に関する取組

○現状の取組

- ・基準水位観測所の水位により水防警報を発表【県、国】
- ・災害発生のおそれがある場合は、ホットラインによる情報伝達を実施【国】
- ・出水時にはメール一斉送信により水防団への水位情報伝達を実施【市】



●課題

- ・基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所状況がつかみにくい。

②9 トップセミナー等の開催及び重要水防箇所等の共同点検の実施【全ての機関：継続】

これまでの取組(継続)

・トップセミナーの開催

河川管理者と佐伯市長が、避難の時機・区域を適切に判断するための情報共有を実施。(R1.6.10)

・重要水防箇所等の共同点検の実施

出水期前に、堤防が低い箇所などの点検を、国、県、市、気象台、消防、警察、自衛隊等が共同で実施。(R1.5.30)

2) 確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

確実な避難行動に関する取組

水防活動及び体制の強化に関する取組

排水活動及び施設運用の強化に関する取組

○現状の取組

- ・水防倉庫等に水防資機材を備蓄【市、県、国】
- ・応急資機材に関する災害時の応援協定を締結【市、県、国】

各関係機関保有の資機材の情報共有

【市】各種関係機関と協定締結

【県】建設業協会と協定締結

【国】建設業者、砕石組合、トラック協会と協定締結

●課題

- ・複数箇所の水防対応や大規模な災害対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。

③⑩ 洪水氾濫時の応急復旧に必要な資機材等の確保のための調達計画の作成 【国：H29年度～】

今後の取組（継続）

- ・河川区域内のストック備蓄資材量及び災害協定締結（砕石組合、建設会社）先の資機材保有量の情報集約。
- ・大規模災害時の必要資材量を整理し、調達計画を作成。

③⑪ 的確な水防活動を実施するための水防資機材等の必要量の確保【市、県、国：継続】

これまでの取組（継続）

- ・【市、県、国】数量確認と、使用に応じて補充を随時実施。
- ・【市】水防計画書に全機関の備蓄資材を記載。
- ・【国】水防倉庫位置を水防情報図に記載。・鶴岡、弥生、三股

2) 確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

確実な避難行動に関する取組

水防活動及び体制の強化に関する取組

排水活動及び施設運用の強化に関する取組

○現状の取組

- ・出水時の排水ポンプ場、樋門等の操作は、操作規則に基づき開閉等を実施【市、県、国】
- ・出水期前に操作点検、訓練を実施【市、県、国】
- ・出水時には水閘門操作人へ水位情報伝達を実施【市】
- ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的に保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への教育体制も確保し、災害発生による出動体制を確保【国】

●課題

- ・大規模な浸水被害が生じた場合、不測の事態により十分機能を発揮できないおそれがある。

③② 排水ポンプ場や樋門樋管等の点検、試運転、操作訓練等の実施【市、県、国：継続】

これまでの取組(継続)

- ・【市、県、国】排水ポンプ場や樋門樋管等の点検、試運転、操作訓練等の実施中。



排水ポンプ車による排水訓練実施状況
(佐伯河川国道事務所資料)

③③ 大規模な浸水被害に対する緊急排水計画の検討や訓練の実施【国：H29年度～】

今後の取組

- ・想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーションをもとに、災害対策車の配置(支援)計画を検討するとともに、図上訓練を実施する。

3) 氾濫被害の最小化に向けた施設整備の取組

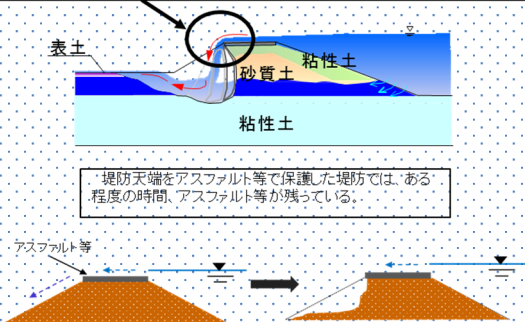
洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策
内水氾濫による被害を軽減する対策
避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○現状の取組

・計画に対して堤防断面が不足している区間の整備や、パイピング・浸透対策を実施【国】

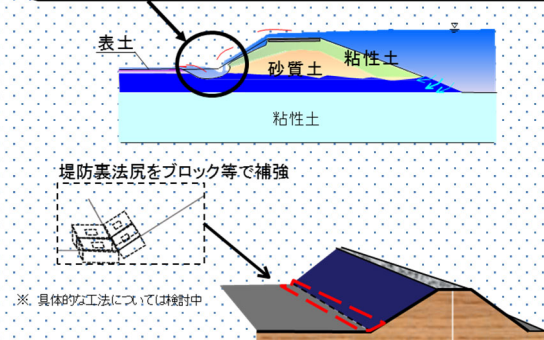
堤防天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防裏法尻の補強

裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



●課題

・無堤地区や計画断面に対して高さが不足している区間があり、洪水により氾濫するおそれがある。

③④ 堤防整備等の河川改修の実施【国：継続】

堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強等【国：継続】

これまでの取組(継続)

・堤防整備、堤防漏水対策、堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強、河川内の土砂掘削、河道内樹木の伐採等を実施。



堤防整備(番匠川 波寄地区)



堤防天端の保護(番匠川 女島地区)



堤防裏法尻補強(久留須川 深瀬地区)
(番匠川 尾岩地区)



河道内樹木伐採(尾岩地区)



③⑤ 番匠川(直轄区間)の河川改修に向けた検討【国：継続】

今後の取組

・番匠川の治水安全度向上に向け、番匠川水系河川整備計画の変更を含めた改修計画を検討。

3) 氾濫被害の最小化に向けた施設整備の取組

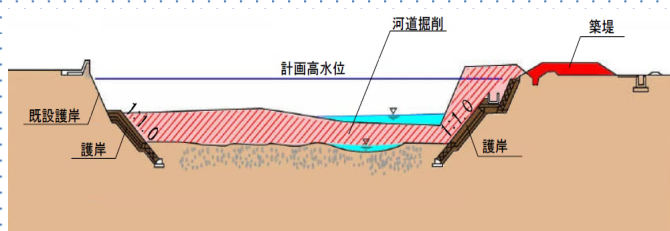
洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策
内水氾濫による被害を軽減する対策
避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○現状の取組

・水害リスクが高い提内川、久留須川、井崎川において、堤防整備や河道掘削等の河川改修を実施。【県】

堤防整備、河道掘削

堤防整備や河道掘削を行うことにより、洪水を安全に流下できるように流下断面確保を図ります。



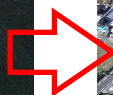
●課題

・過去に甚大な被害を受けた提内川及び久留須川、井崎川では未改修区間が残っており、流下能力の向上が必要。

③⑥ 久留須川の河川改修を推進 【県:継続】

これまでの取組(継続)

・堤防整備、護岸整備、河道掘削等を実施。



③⑦ 提内川及び久留須川(上流)において河川改修を推進【県:継続】

これまでの取組(継続)

- ・提内川は、H30年度から事業着手、久留須川(上流)はR元年度から事業着手。
- ・治水安全度向上に向け、測量・設計や地元協議等を実施し、整備手法を検討。



③⑧ 井崎川において河川改修を推進【県:継続】

これまでの取組(継続)

- ・R元年度から事業着手。
- ・治水安全度向上に向け、測量・設計等を実施し、整備手法を検討。



家屋浸水(元田地区)

平成29年台風第18号洪水状況



国道10号冠水(元田地区)

平成29年台風第18号洪水状況

③⑨ 土砂が堆積し、著しく流下能力が低下した河川の河床掘削を推進【県:継続】

今後の取組

- ・周辺の土地利用や過去の浸水被災の状況等を踏まえて、緊急度の高い箇所から順次計画的に実施。
- ・引き続き、堅田川や河内川などで堆積土砂の除去を実施。



井崎川



3) 氾濫被害の最小化に向けた施設整備の取組

洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策
内水氾濫による被害を軽減する対策
避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○現状の取組

- ・樋管のフロートゲート化や仮設排水ポンプ用の釜場を設置している。【県】
- ・仮設排水ポンプを設置し、出水時の対応を行っている。【市】
- ・県、市、国からなる内水対策検討会を設置し、対策を検討している。
【市、県、国】

《樋管のフロートゲート化》 (H18～H24設置済み)



市谷地区(佐伯市大字長良)の樋管

《釜場の設置》 (H18設置済み)



柏江地区(佐伯市大字長良)の
排水ポンプ設置状況

《内水対策検討会》



●課題

- ・今後の台風等の出水により、再び内水被害が発生する恐れがある。
- ・内水被害は佐伯市管理河川の氾濫が主なため、対策にあたっては市との連携・協力が不可欠となる。

④ 台風に備え、柏江地区において市が実施する内水対策を支援 【県:継続】

これまでの取組(継続)

- ・H29年度に柏江地区の釜場用パイプを4基から12基に増設。
- ・引き続き、樋門樋管の改築等を実施し佐伯市が実施する内水対策を支援。



排水ポンプ場(角道、小島、柏江、下城、堤内)の内

④1 柏江地区において、排水ポンプを4基から8基に増設 【市:継続】

これまでの取組(継続)

- ・出水時に、内水被害が生じる恐れがある場合、排水ポンプを設置し、内水排除を実施
- ・令和元年7月末に、排水ポンプ8基及び発動発電機を現地に常設済み



柏江地区排水ポンプ設置状況



発動発電機常設例(柏江地区)

④2 内水対策の実現に向けて、地域の実情や費用対効果を踏まえて詳細な検討を進め、計画を策定
【市、県:継続】

これまでの取組(継続)

- ・浸水カルテを作成。
- ・柏江地区の浸水や河川改修の実績を踏まえた内水排除についての検討を行い、市に提言を行っている。
(下城地区や市谷地区についても同様の検討と提言を行っている)

今後の取組

- ・地区や関係機関との調整を行いながら、内水対策事業を推進
(令和元年度 柏江地区詳細設計実施中)

3) 氾濫被害の最小化に向けた施設整備の取組

洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策
内水氾濫による被害を軽減する対策
避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○現状の取組

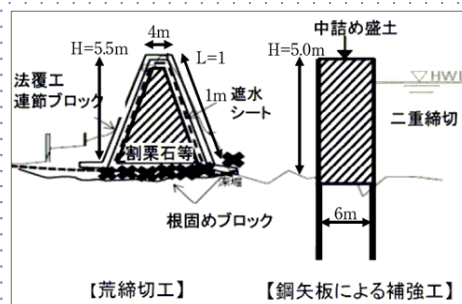
- ・佐伯市地域防災計画において避難場所を設定【市】
- ・水害に備え、堤防沿川に土砂や根固ブロックを備蓄【国】



根固めブロックの備蓄
(番匠川門田地区)



堤防への土砂の備蓄
(番匠川尾岩地区)



鬼怒川堤防決壊での、堤防の応急的な復旧断面。
堤防決壊の当日から応急復旧に着手。(緊急時の
土砂やブロックなどの資材の確保が重要) ※H28.4
月 関東地方整備局河川部地域河川調整官資料

●課題

- ・大規模な浸水被害が生じた場合、避難路の浸水による避難の遅れが懸念される。
- ・大規模氾濫や内水被害により道路が浸水した場合、適切かつ迅速な復旧活動が行えないおそれがある。

④3 堤防天端を緊急輸送路及び避難路としての整備の検討 【国：継続】

これまでの取組(継続)

- ・洪水浸水想定区域図や道路網を基に、堤防天端を緊急輸送路及び避難路として活用可能な区間の堤防天端幅の狭い区間の拡幅を検討中。

3) 氾濫被害の最小化に向けた施設整備の取組

洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策
内水氾濫による被害を軽減する対策
避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○現状の取組

・洪水に対しリスクが高い区間の状況把握を、基準観測所の水位や現地確認により行っている。【県、国】



洪水時の現地確認状況①
(H28.9月台風16号)



洪水時の現地確認状況②
(H28.9月台風16号)



日頃からの水位観測所の点検
(佐伯河川国道事務所資料)

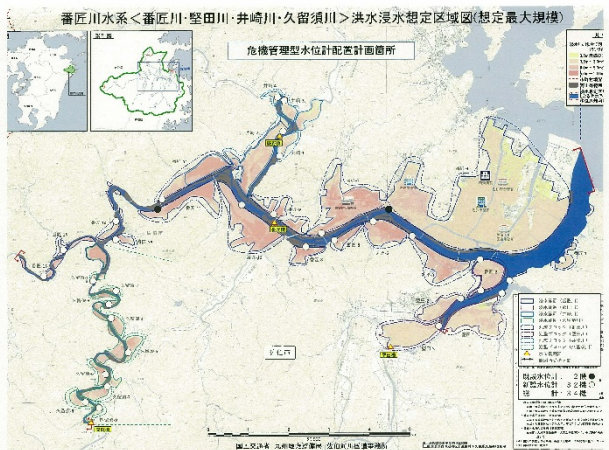
●課題

・急激な水位上昇の際、洪水に対しリスクが高い区間の状況把握が十分にできないおそれがある。

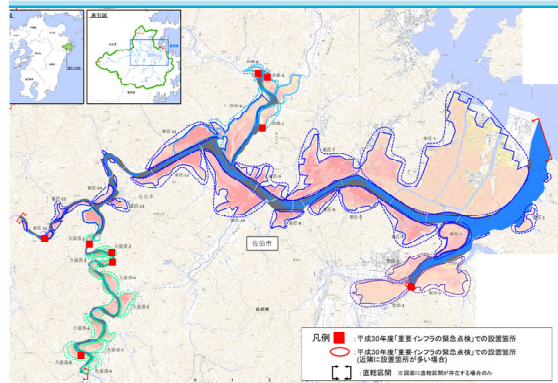
④ 洪水に対しリスクが高い区間の監視のための、簡易水位計や量水標の設置 【県、国：継続】

これまでの取組(継続)

・洪水に対しリスクが高い区間の監視のため、国では番匠川の32箇所に簡易水位計をH31. 3月末までに設置。



番匠川水系 簡易型河川監視カメラ 配置計画図



今後の取組

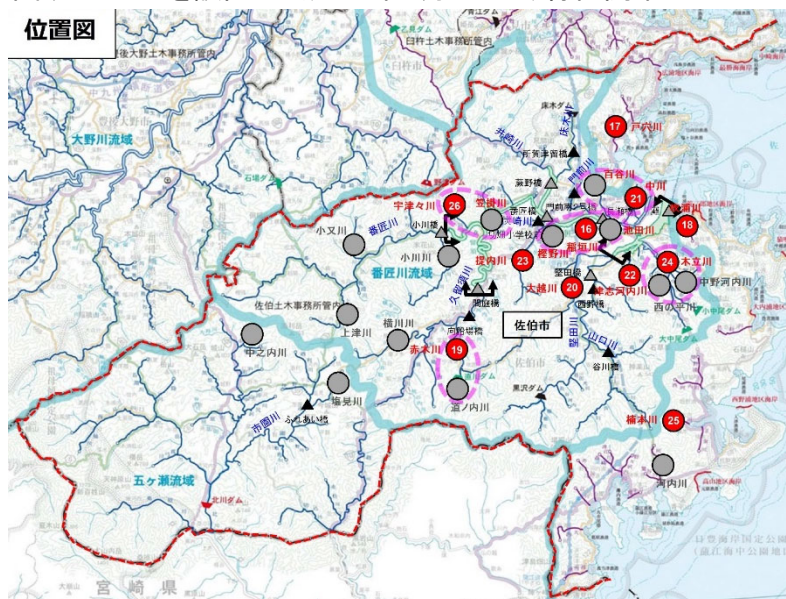
・H30年度に簡易水位計の設置を行ったので、早期避難に繋げるため、住民説明会を早期に行う。
・簡易型河川監視カメラ(9ヶ所)について設置に向けて準備中(R1年度末設置予定)

【大分県】

○危機管理型水位計

番匠川圏域に11基を設置 平成30年7月1日より稼働開始

位置図



稲垣川
戸穴川
吹浦川
赤木川
大越川
中川
津志河内川
堤内川
木立川
楠本川
宇津々川

○簡易型河川監視カメラ

水位観測に加え河川状況を監視するため、番匠川圏域の水位周知河川(県管理)において2箇所設置済みであり、未設置である残りの5箇所について、今年度末までに設置完了予定。

河川監視カメラの設置状況

河川名	水位観測所名	既設置	新規設置
堅田川	西野橋	○	
久留須川	向船場橋		○
市園川	ふれあい橋		○
門前川	門前南2号橋	○	
炭崎川	切畑小学校前		○
山口川	谷川橋		○
床木川	所賀津留橋		○

※その他、ダム監視カメラ、国所管の河川監視カメラあり(番匠川)



3) 氾濫被害の最小化に向けた施設整備の取組

洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策
内水氾濫による被害を軽減する対策
避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○現状の取組

- ・水防活動拠点として、各地区に配置された消防機庫を使用している。【市】

●課題

- ・番匠川沿川の水防活動拠点（消防機庫）が浸水するおそれがある。
- ・水防活動拠点において、情報収集手段が整備されていない。

- ④⑤ 堤防の決壊等が発生した場合、被害を最小限に抑えるため、迅速に水防活動及び緊急復旧活動を行う拠点として河川防災拠点等の整備の検討 【市、国：継続】

これまでの取組（継続）

- ・【国】 河川防災拠点の必要規模、位置の選定について検討中。

3) 氾濫被害の最小化に向けた施設整備の取組

洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策
内水氾濫による被害を軽減する対策
避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○現状の取組

- ・佐伯市役所本庁舎は、電源設備を最上階に設置【市】
- ・佐伯総合庁舎は、電源設備を2階相当部分に設置【県】
- ・止水板を配備。H28年度内、1階電気室の耐水工事完了【国】

●課題

- ・計画規模の降雨による洪水浸水想定区域に対して、機能が確保できないおそれのある施設がある。
- ・浸水対策を実施している施設においても、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域に対しては精査ができていない。

④6 庁舎等の浸水対策及び、大規模浸水を想定した代替拠点の整備など機能が確保されるよう対策の検討【市、県、国：H29年度～】

今後の取組

- ・【市、県、国】 浸水想定区域図の見直しを踏まえ、対応を検討。

3) 氾濫被害の最小化や土砂災害の防止に向けた施設整備の取組

洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策
内水氾濫による被害を軽減する対策
避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備
土砂災害を防止し、人家の保全に資する整備

○現状の取組

・土石流危険渓流や急傾斜地危険箇所における、土砂災害防止施設(擁壁や落石防護柵)の整備を実施。

●課題

- ・佐伯管内の土石流危険渓流や急傾斜地危険箇所の数は県全体の15%を占め、県内で最も多くの危険箇所を抱えている。
- ・近年全国的に頻発する土砂災害の影響で、管内においてもハード整備の要望は根強くあるが、箇所が多いため順番待ちの状態が続いている。

⑦ 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進 【市、県：継続】

【砂防事業】

・現在、5箇所にて事業を実施。

事業名	地区名	期間	
		着手	完成
砂防事業	竹野浦川3	H26	R4
	丸ばえ川	H27	R3
	山王谷川	H27	R5
	津志河内川2	H27	R4
	丑ヶ谷川	H29	R7



【急傾斜地崩壊対策事業】

・現在、21箇所にて事業を実施。

事業名	地区名	期間		地区名	期間	
		着手	完成		着手	完成
急傾斜地崩壊対策事業	白湯地区	H22	R3	河内地区	H27	R6
	岸河内地区	H25	R4	宮ノ下地区	H27	R5
	宮園地区	H23	R2	海崎2号地区	H28	R9
	臨2号地区	H26	R3	波越2号地区	H28	R5
	日向泊地区	H26	R3	高月地区	H29	R4
	長瀬地区	H26	R9	中山地区	H30	R6
	佐土原地区	H27	R4	須留木地区	H31	R7
	2号荒網代浦地区	H27	R5	(単) 野添地区他5箇所		



(市町村営急傾斜地崩壊対策事業)

- ・ 毎年2～3ヶ所を実施
- ・ R元年度(3ヶ所)平井・梶牟礼・大河原地区
- ・ R2年度(2ヶ所)間越・坂の浦地区

今後の取組

- ・ 【県】 土砂災害防止施設の整備を推進し、地区ごとの早期完了を目指す。